

平成30年千葉市教育委員会会議
第1回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成30年千葉市教育委員会会議第1回定例会会議録

日時 平成30年1月17日(水)

午後2時00分開会

午後2時30分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 教 育 長 磯野 和美
委 員 中野 義澄
委 員 和田 麻理
委 員 小西 朱見
委 員 千葉 雅昭
委 員 藤川 大祐

出席職員 教 育 次 長 神崎 広史 教育支援課長 福本 順
教 育 総 務 部 長 大野 和広 保健体育課長 古山 智和
学 校 教 育 部 長 伊藤 裕志 教育センター所長 根本 厚
生 涯 学 習 部 長 大崎 賢一 養護教育センター所長 吉岡 龍子
中 央 図 書 館 長 小林 幹弘 生涯学習振興課長 山田 利雄
教 育 総 務 部 参 事 大橋美帆子 文化財課長 志保澤 剛
総 務 課 長 國方 俊治 教育職員課教職員担当課長 山下 敦史
企 画 課 長 伊原 浩昭 総務課総括主幹 石井 進一
学 校 施 設 課 長 杉山 信弘 総務課長補佐 大須賀隆之
学 事 課 長 大井 力 学事課長補佐 石井美代子
教 育 指 導 課 長 中嶋のり子

書 記 総務課総務班主査 高桑 太綱 総務課主事 坪山 耕太
総務課主任主事 上田 泰幸

- 1 開会
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
磯野教育長より中野委員を指名
- 4 会期の決定
平成30年1月17日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
平成29年第10回定例会及び第11回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定
報告第1号を非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1) 平成29年度千葉市農山村留学推進事業について
中嶋教育指導課長より報告があった。
報告事項(2) 平成30年度千葉市立高等特別支援学校の入学志願状況について
福本教育支援課長より報告があった。
 - (2) 臨時代理報告
報告第1号 教職員の処分について
山下教育職員課教職員担当課長より報告があった。
 - (3) 発言の要旨
報告事項(1) 平成29年度千葉市農山村留学推進事業について
磯野教育長 教育指導課長、報告をお願いします。
中嶋教育指導課長 よろしくお願いたします。資料の1ページをご覧ください。
本事業は、他人を思いやる心や社会性、自主性等、豊かな心を育成することを目的として実施しております。
今年度は、5月16日から11月24日まで、全小学校111校の6年生、8,167人が、県内の宿泊施設を利用して実施いたしました。そのうち24校、1,487人の子どもたちが南房総市、鴨川市においてホームステイを体験しました。南房

総市では、岩井、富浦、白浜、千倉、和田地区で1, 227人、鴨川市では、大山地区で260人の子どもたちを受け入れていただきました。

次に、主な活動内容についてご紹介いたします。地域の歴史や産業、文化を生かしながら、海や里山に恵まれた千葉県ならではの活動が行われました。宿泊施設ごとの活動内容は、資料のとおりです。地元の漁師さんに教えてもらいながらの地引網体験、そこでとれた魚を調理する体験を通して、命の大切さや仕事についても考える機会を持ちました。

宿泊施設から一足伸ばしての地域探訪では、その土地ならではの体験をすることができました。鴨川では萬祝染め、陶芸、海岸で拾った貝殻を使った工作、扇子づくり、そば打ち体験や、祭り寿司づくり等を行いました。地域の方に丁寧に教えていただき、貴重な体験となりました。

銚子では、銚子電鉄で犬吠埼灯台に行き、銚子の町並みや、遠く水平線を望みました。また、磯遊びや、ぬれ煎餅を焼く体験もできました。

子どもたちが最も楽しみにしていたのが、ホームステイです。ホームステイ先の方と海岸で貝を拾ったり、アジの開き方を教えていただいたり、普段の生活では経験できないことをたくさん経験し、忘れられない思い出となりました。

現地の小学校との交流は、1校が行いました。お互いの学校紹介の中で、千葉市のよさをアピールしたり、南房総市の自然や歴史についての紹介を受けたりして、それぞれの郷土のよさに気づくことができました。

同じ中学校区の小学校と合同で実施した例もありました。一緒に行う活動を多く取り入れ、交流を深める中で、人間関係づくりのスキルが高まりました。

最後に、農山村留学の成果についてです。豊かな自然の中での、仲間や地域の人々との心温まる交流や、家族旅行ではできない体験が、子どもたちにとって貴重な体験となりました。保護者から離れて生活することで、自立心や社会性を高め、基本的な生活習慣が向上する機会になりました。さらには教職員から、交友関係の広がりや、人間関係の改善にも効果があったとの声が多数聞かれました。

今後は、社会体験も含めた体験学習全体の見直しを図りながら、

よりよい学習となるよう取り組んでいきたいと考えております。
以上でございます。

磯野教育長 ありがとうございます。

では、審議に移りますけども、質問等含めて何かございますでしょうか。

和田委員。

和田委員 貴重な経験を子どもたちにさせていただいて、ありがとうございます。小学校の卒業式に出席したりしますと、子どもたちの6年間の思い出の中で、やはり筆頭に出てくるのがこの農山村留学で、それだけ子どもたちの心にも、大人になっても、いつまでも残るものなのではないかなというふうに感じております。

準備段階で、子どもたちがどの程度計画にかかわっているのか、実際に子どもたちが自主的に計画をするというようなことがあるのかどうかということをお教えいただければと思います。

磯野教育長 教育指導課長。

中嶋教育指導課長 ありがとうございます。準備段階からグループごとに分かれて体験したいことを選択したり、日程を細かく決めたりと主体的に計画を立てて進めています。

和田委員 ありがとうございます。

それともう1点なのですが、以前は3泊で実施していたこともあったかと思いますが、今は全校2泊で実施しているのですか。

磯野教育長 教育指導課長。

中嶋教育指導課長 学校の実情に応じて泊数を決めていますので、3泊4日で実施しているところもあります。

和田委員 わかりました。3泊と2泊というと、教育的な効果というか、その違いというのは出てきていますでしょうか。

磯野教育長 教育指導課長。

中嶋教育指導課長 効果測定を行いました。大きな違いは、出てきておりませんでした。

和田委員 わかりました。ありがとうございます。

磯野教育長 そのほかの委員、どうでしょうか。

千葉委員さん。

千葉委員 ホームステイということで、一般のお宅になると、例えば毎年同じお宅なのか、お邪魔するところというのは。それとも違うお宅なのかと、それからもし、もううちはいいやといった

ときに、何かその、うちはいいやという理由みたいなのか、何ですかね。追跡調査というか、何かあったらちょっとお聞かせいただければと思います。

磯野教育長 教育指導課長。

中嶋教育指導課長 ありがとうございます。そちらに関しましてはそれぞれの市の職員の方たちが、毎年受け入れをお願いできるところを募集して決めています。続けてやってくださる家庭もあります。子どもたちは毎年変わっていますので、子どもたちにとっては初めての家にお世話になっていることになります。

千葉委員 ありがとうございます。

磯野教育長 よろしいですか。そのほかどうでしょうか。よろしいですか。

報告事項(2) 平成30年度千葉市立高等特別支援学校の入学志願状況について

磯野教育長 教育支援課長、報告をお願いします。

福本教育支援課長 それでは、資料の5ページをごらんください。報告事項(2)「平成30年度千葉市立高等特別支援学校の入学志願状況について」、報告します。

平成30年度千葉市立高等特別支援学校の入学者選考については、12月4日から6日までの願書の出願受付を行い、その後12月13日から15日までの志願変更期間を経て、入学者数が確定いたしました。入学者選考の志願数及び倍率につきましては、32名に対して志願者数47名、倍率1.469倍ということになりました。男女別の志願者数につきましては、資料をごらんください。

今後の日程のですが、県立特別支援学校の入学者選考と同日で実施します。具体的には、入学者選考の日程にありますように、平成30年1月16、17日、昨日と今日になります。入学者選考を実施し、1月24日、選考の結果を発表します。

先ほどの志願者数ですが、当日、欠席者が男子1名おり、実際の受験者数は男子31、女子15の46名。倍率については1.438倍となり、本日の16日が入試日になっております。

入学者選考の内容につきましては、3の検査内容、5、選考方法にありますように、作業能力検査、学力検査、運動能力検査、面接で実施して、志願者の適性、意欲等を総合的に判定しています。

2次募集につきましては、志願者数、受験者数が46名ということで、定員32名を超えておりますので、実施する可能性は低いと考えております。昨年度は実施しておりません。

説明は以上でございます。

磯野教育長 ありがとうございます。

では、審議に移りますが、質問等含めて何かございますか。

藤川委員。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。1.4倍ぐらいということで、この千葉市の高等特別支援学校だけでは、志願者のニーズを満たし切れていないというか、お断りをしなければいけない状況だと思っておりますが、これ、県全体で見て不足気味だということなのか、それともたまたまこの千葉市の学校だけがちょっとあふれていて、県全体で見ると十分な定員が確保されているのか。このあたりの状況を教えていただけますでしょうか。

福本教育支援課長 今回、その32名の定員に漏れて不合格となったお子さんにつきましては、市立、県立の高等部のほうを受検することになります。現在のところ、市立、県立の高等部につきましても、受け入れ状況については不足なく、十分な学習ができる状況にあると把握しています。

藤川委員 わかりました。ありがとうございます。

磯野教育長 そのほかどうでしょうか。

和田委員。

和田委員 志願者数を見ますと、昨年の入学者数もそうですけれども、男女比が非常に極端というか、女子が少なく男子が多いという状況が、この2年は少なくとも続いているようです。

指導をしていく上で、男女差が倍近くになっているということで、何か不都合は生じていないのでしょうか。

磯野教育長 教育支援課長。

福本教育支援課長 学校のほうからは、男女比が大きく違うということで、その後の教育活動に支障があるということは聞いておりません。

ちなみに、学年によって多少ばらつきがありますが、現1年生は男子22、女子10名でやはり男子が多いです。現2年生につきましては、男子15、女子16でほぼ同数となっております。3年生につきましては、男子13、女子5ということで、1、3年生が男子が多いということになってはいますが、カリキュラム上、問題になるようなことは聞いておりません。

3日水曜日に報告するとともに、同日学校長は教育委員会に報告しました。

このような行為は、学校教育に対する市民の信頼を損ね、その職の信用を著しく傷つけるもので、教育公務員として、まことにふさわしくない行為であります。よって、地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び、第3号の懲戒事由に該当するものと認め、処分するものであります。

職員のこの間につきましては、これまでも重ねて事情を聞いていたところでありますが、今回の事案を受けまして、次のような対策を講じ、コンプライアンス遵守の徹底と再発防止の措置を図ってまいります。

1つに、育休中や休職中の教職員を含めた全職員に対して、不祥事を防止するためのセルフチェックシート等を活用して、教育公務員としての自覚を促すよう、全校長に働きかけ、引き続き指導の徹底を図ってまいります。2つに、教育委員会が学校を訪問する際、今まで以上に服務規律の徹底を直接呼びかけていきます。3つに、教育長名で再度全校に文書を発出し、公教育の徹底と、信用失墜行為の根絶について、職員一人一人に周知徹底を図ってまいります。再発防止の徹底を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。

では審議に移りますけれども、質問等を含め何かございませうでしょうか。

委 員 この方は今まで何も、これ以外のことで問題を起こしたことはないのでしょうか。一つのスーパーからの万引きにしては、随分額も大きいですし、生活に困っているということはちょっと考えにくいので、何かの病気なのかとも思いますが。ほかには何か奇行といいますか、問題となる行動はなかったのでしょうか。

教 育 長 担当課長。

教育職員課教職員担当課長 前任校の勤務、または当該校の勤務におきましても、特に問題はないということを聞いております。本人の供述ですけれども、今回は初めてだということで、確認しております。

委 員 今回初めてということであれば、では、なぜやったのかって、本人は何か言っていますでしょうか。

教 育 長 担当課長。

教育職員課教職員担当課長 本人からの事情聴取によると前日から、子どもの具合が悪くて、寝不足だということと、本人はもともと貧血気味であったということでした。レジを並んだ際に、長蛇の列になっており、早く休みたかったと聞いております。

委 員 あと、学校長には3カ月以上たった後で報告とあるのですけれども、これというのは何か事情があったのでしょうか。

教育職員課教職員担当課長 これも本人からの事情聴取ですけれども、警察のほうからは、逮捕されたわけではないので、報道はなかったのですね。本人は、報告をしなければいけないという葛藤はあったのですけれども、そうすると教諭をやめなければいけない、家族にも知られてしまうと。そういったことと、報道発表もなかったことから報告をしなかったと言っております。

ただ、12月12日に検察庁に呼ばれたときに、検察の担当の方から、所属長のほうには連絡をしたのかという問いがありまして、そこで13日に報告があったということでございます。

委 員 なるほど。では、ここに記載のある千葉地方裁判所というのは千葉地方検察庁のことですね。

教育職員課教職員担当課長 そうですね、すみません。検察庁です。

教 育 長 そのほかよろしいですか。

委 員 この件は、報告が遅れたことについて、やはり何らかの対策が必要だと思うのですが、先ほどご説明いただいた再発防止策というのは、あくまでも一般的に問題ある行動をとらないようにということが中心であって、何かあったときに報告を早くしろということに、余りなっていないように思うのですね。

先ほどのお話ですと、報告をすると教員をやめなければいけないと思ったということだとすると、そのままにしましたら、ますます今後同様の案件のときに報告をしない人が増えてきてしまうおそれがあると思うのですが。早く報告させるということについて、何らかの策は考えられるのでしょうか。

教 育 長 担当課長。

教育職員課教職員担当課長 そこにつきましては、やはり非違行為が起きた場合については、速やかに所属長に報告することについては、特に明文化されていないのですけれども、教育公務員である以上は、こういうものについては必ず報告することが大事だということを、校長会等で、伝えていっております。また、各種研修会に

おきまして、教育職員課の管理主事のほうが、非違行為をした場合にはすぐに所属長に伝えることということは、話をしております。

委員 何か明文化してきていないということなのですが、服務規程等で何かあった場合に、報告というのは義務付けられていないのですか。こういう犯罪に該当する事案ですよ。これでも検察官から言われるまで報告をしなかったということなのですが、それは何かの規則に直接抵触するわけではなくて、あくまでもマナー的なものだということが現状。

教育総務部長 特に懲戒処分の指針等で義務付けられているものはないのですが、ただ、飲酒運転と交通事故については、報告しないとわからないので、交通事故に関するその規定の部分については、報告がおくれた場合には処分が重くなるということを書いておりますので、すぐに報告するようということにしてあります。

ただ、大もとの懲戒処分の指針は、前からつくってあったもので、その報告規定がないところです。ただ、研修等で職員の心構えというものをつくっているのですが、その中ではそういう違法なことを行った場合には、すぐに報告するようということが書いてありますので、研修等では職員のほうに指導しているのですが、教育委員会のほうにその職員が赴かないというのがあるので、研修を行っていないので、教員等にちょっとその辺の研修等ができていなかった部分がありますのでそちらも含めて。

それと、今回の件がありましたので、市長部局の人事のほうとも、こういったときの報告義務を懲戒処分の指針等のほうに明文化したほうがいいのではないかとすることは提案してありまして、今後改善できるのかなと思っております。

おっしゃるとおり、これだと報告したほうが、報告しないとそのまま済んでしまうということになってしまいますので、そうはならないように気をつけないと。

委員 報告義務はやっぱ明文化していただきたいというふうに感じました。ありがとうございます。

委員 この方は何か、間違いかもしれませんが、育児休暇中だったのですか。

教育職員課教職員担当課長 そうです、育児休業中でございます。

委員　　そうですね。そうしますと、8月にそういう行為があって、呼び出されたのが12月12日と間があって、もしかしたらこのまま済むんじゃないかというふうに、思われたのでしょうか。

教育職員課教職員担当課長　その間、警察のほうには10月に出頭要請があって、何回かは、連絡はとり合っていたそうです。10月、11月にかけてです。そして、12月に検察庁から呼び出しがありました。

委員　　普通に毎日学校に来ていたらこんなに報告が遅れることはなかったかなと思うのですけれども。でも警察の動きって遅いのですよね。訴えても実際にこの方呼んだりとかするのに時間がかかるので。

委員　　先ほど交通事故の場合には、本人から申告がないと把握できないということだったのですけれども、こういう在宅事件の場合にも、やっぱり本人からの申告がないと、教育委員会のほうでは把握はできないですよ。

教育総務部長　基本的には把握はできません。通常ですと逮捕されたりしますので、警察のほうから報道発表されますので、それでこちらでも知るという状況です。今回のように逮捕されないでそのままだと、そういうことがあっても、教育委員会も、当然市長部局のほうの人事も知るすべがない。

委員　　そうですね。そうすると、発覚していない事案ということもあるかもしれないということですよ。

教育総務部長　この間県の教育委員会のほうでスピード違反で処分を受けた職員が、教員がいたと思うのですけれども、ああいうケースは報告がなければ全くわかりません。あれも報告があったのでわかったということです。

委員　　報告については指針のほうに明文化して、研修でしっかり教育していく必要があるかなと思います。よろしくお願ひします。

委員　　裁判は起訴されているんですか。起訴猶予なのか、起訴しないのか、何なのか。

教育職員課教職員担当課長　1月9日に、不起訴という連絡がきたそうです。

委員　　不起訴で決まった。民事的にはお店との間は和解されているのですか。

教　育　長　担当課長。

教育職員課教職員担当課長　まだ示談までには至っていませんけれども、ただ、お店には出入り禁止ということになっています。

教　育　長　よろしいですか。

9 その他

- (1) 第1回定例会は、平成30年2月1日（水）午後2時より開催することと決定した。

10 閉会

磯野教育長より閉会を宣言